

令和2年度 OSAKA しごとフィールドにおける総合就業支援業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、働きたいと思うすべての方の希望条件に応じた就職と、府内企業の産業人材確保の実現を目的に「令和2年度 OSAKA しごとフィールドにおける総合就業支援業務（以下、本業務と記載する）」を実施する。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託者を募集する。

本業務は、「令和2年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立に加え、国における交付決定、採択決定等を前提とした業務で構成される停止条件付き業務です。予算が成立しない場合や国において交付決定、採択決定がなされなかった場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

A：就職困難者就業支援業務：「令和2年2月定例府議会大阪府一般会計予算」における成立内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

B：大阪の成長実現に向けた公民協働人材確保推進業務：国において補助金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

C：潜在求職者活躍支援プロジェクト業務：国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

D：中核人材雇用戦略デスク業務（同体制拡充業務を含む）：国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

E：高校生地域就職促進業務：国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

F：企業主導型保育事業推進業務：大阪府が内閣府（令和元年度は内閣府から委託を受けた事業実施団体である公益財団法人 児童育成協会）の委託を受けて実施するものであり、大阪府と内閣府の契約内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

1 委託業務名

令和2年度 OSAKA しごとフィールドにおける総合就業支援業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、総合就業支援拠点 OSAKA しごとフィールドにおいて就職困難者を中心に、働きたくても働けないすべての方を対象に就職支援を実施してきたところである。

近年、労働市場は大幅に改善して企業の人材不足感が高まっているにもかかわらず、就職できてい

ない方や、不安定な就業状態の方が存在する雇用のミスマッチが生じている。この要因として、企業においては求める人物像が曖昧であったり、人材不足が逼迫し従来雇用していた層とは異なる人材の受け入れが必須となる中、その採用や受け入れのノウハウが無い等の課題を抱えていること等があげられる。また、求職者においては、企業の求める人物像に至っておらず、採用されるには就職阻害要因を取り除き、スキルのブラッシュアップを必要とすること等が大きい。

ミスマッチの要因は社会情勢等により常に変化するものであるため、OSAKA しごとフィールドでは、企業・求職者双方の最新情報をきめ細やかに把握しながらニーズをすり合わせマッチングの成果を上げることを目的にして、求職者支援と企業の人材確保支援を一体的に実施している。

なお、OSAKA しごとフィールドは雇用施策の総合就業支援拠点として、就職氷河期世代の就職に関する課題など、新たに生じた政策的ニーズに対応するため、交付金などを活用して機動的に施策を展開している。

このたび OSAKA しごとフィールドで、現在の雇用環境下において必要とされる、求職者と企業双方に対する支援を通じ、働きたいと思うすべての方の希望条件に応じた就職と、企業の人材確保を実現するための事業を実施する。

(2) 業務概要

総合就業支援拠点「OSAKA しごとフィールド」と、府内企業の産業人材確保支援を行う「中小企業人材支援センター」を設置し、一体的に運営を行い、関係機関と相互に連携して効果の最大化を図りつつ、常に研究、評価、修正を繰り返しながら、本業務を実施する。なお、本業務は支援の内容に応じて国の財源を最大限活用することとしたため、財源の区分により以下のA～Fの委託業務に役割分担しているが、個々の支援を切り離して実施するのは困難であり、相互に連携・補完することにより、一体となって高い事業効果を発揮する。

各業務の詳細は、仕様書を参照すること。

A. 就職困難者就業支援業務

- ・財源：大阪府単独事業
- ・主な役割：就職困難者に対する就業支援と、企業の人材確保支援を実施する。

B. 大阪の成長実現に向けた公民協働人材確保推進業務

- ・財源：厚生労働省地域活性化雇用創造プロジェクト事業（国庫8/10）
- ・主な役割：「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連」の37業種への正社員就職を実現する。

C. 潜在求職者活躍支援プロジェクト業務

- ・財源：地方創生推進交付金事業（国庫1/2）
- ・主な役割：潜在的な求職者の掘り起こしと、企業とのマッチングを行う。

D 1. 中核人材雇用戦略デスク業務

- ・財源：地方創生推進交付金事業（国庫1/2）
- ・主な役割：府内中堅・中小企業に対し、中核人材の確保支援を行う。

D 2. 中核人材雇用戦略デスク体制拡充業務

- ・財源：地方創生推進交付金事業（国庫 10/10）
- ・主な役割：府内中堅・中小企業に対し、中核人材の確保支援を行う。

E. 高校生地域就職促進業務

- ・財源：地方創生推進交付金事業（国庫 1/2）
- ・主な役割：中堅・中小企業の魅力を高校生に伝え、将来の人材確保に寄与する。

F：企業主導型保育事業推進業務

- ・財源：内閣府企業主導型保育推進事業（国庫 10/10）
- ・主な役割：「企業主導型保育施設」の設置を推進し、本施設を活用した人材の確保・定着の支援を行う。

(3) 委託上限額：（全体額）469,774,166 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

《内訳》 A 241,113,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（各年度の内訳）

令和2年度：77,471,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和3年度：81,821,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和4年度：81,821,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

B 97,600,330 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

C 55,196,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

D 1 23,120,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

D 2 25,991,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない）

E 6,999,007 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

F 19,754,829 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4) 委託予定期間

A : 令和2年6月1日（予定）から令和5年3月31日

B～F : 令和2年6月1日（予定）から令和3年3月31日

2 スケジュール

令和2年	2月21日（金曜日）	公募開始（仮）
令和2年	2月28日（金曜日）	説明会開催
令和2年	3月9日（月曜日）	質問受付締切
令和2年	3月23日（月曜日）	提案書類提出締切
令和2年	3月下旬頃	選定委員会
令和2年	5月上旬頃	契約締結
令和2年	6月1日（月曜日）	業務開始
令和3年	3月31日（水曜日）	B～F業務終了
令和5年	3月31日（金曜日）	A業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が要件を満たすこと。（なお、(3)の要件については共同企業体構成員の代表が、(9)の要件については共同企業体の構成員のいずれかが満たすこととする。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(4) 府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法

律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(9)業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりである。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和2年2月21日（金曜日）午後2時00分から令和2年3月16日（月曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後6時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ
住 所：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館3階
電話番号：06-6360-9072

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、雇用推進室 就業促進課ホームページ
http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/proposal_2020/index.html
からダウンロードできる。（郵送による配布は行わない。）

エ 受付期間

令和2年3月17日（火曜日）から令和2年3月23日（月曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参すること。（郵送・メール等による提出は認めない。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとする。）

ア 応募申込書（様式1：10部、うち押印したものは1部）

イ 企画提案書（様式2：10部）

企画書提出には仕様書に記載ある業務の内容を漏れなく記載すること。

ウ 応募金額提案書（様式3：10部）

エ 業務実施体制の組織表（様式自由：10部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

オ 業務実績申告書（様式4：10部、過去3年間において同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば、記載すること）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式5：1部）

キ 共同企業体（この業務を目的として構成された共同企業体のみ）で企画提案する場合は、以下の書類を提出すること。

① 共同企業体届出書（様式6：1部）

② 共同企業体協定書の写し（様式7：1部）

- ③ 委任状（様式 8：1 部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ）
- ④ 使用印鑑届（様式 9-1 又は様式 9-2：1 部）

◆添付書類

共同企業体で企画提案する場合は、添付書類ア～ケは、共同企業体すべての構成員について提出すること。

ア 定款又は寄付行為の写し（1 部、3 ヶ月以内の日付で原本証明）

イ ①法人登記簿謄本（履歴事項証明書・1 部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書（1 部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し等（1 部）

a 常用雇用労働者数が 45.5 人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 45.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・令和元年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
- ・インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。

b 常用労働者の総数が 45.5 人未満の事業主の場合

（「様式 10 障がい者の雇用状況について」1 部）

カ 直近の「概算・確定保険料申告書」の写し（1 部）

キ 直近 2 年間の「労働保険料領収書」の写し（1 部）

ク 最新の営業・事業活動がわかる報告書等（1 部）

会社概要・事業報告書等

ケ 業務に携わる者の資格を証明できる書類（1部、「仕様書7」の資格に関する証明書類の写し）

コ その他業務実施に必要な要件が証明できる書面（1部）

※下記サ～セについては、選任や加入等をしている場合、該当する書類を添付してください。

（その他、選任や加入等が確認できる書類の写しでも可）

サ 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1部）

シ 企業人権協議会への加入申込書の写し（1部）

ス 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（1部）

セ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（1部）

提出部数：正本1部（様式1に代表者印を押印したもの）と副本9部、合計10部を提出すること。

添付書類は各1部提出すること。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者につき1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4紙ファイルに綴って提出すること。

ウ 応募書類はカラー刷り（10部中、原本を含む4部）とすること。

エ 企画提案書類はA4サイズで50ページ以内（表紙を除く）とすることとし、複数業務を横断して実施するものと、A～Fの業務ごとで実施するものを明確にし、わかりやすく記載すること。A3サイズを使用する場合、A3サイズ1枚をA4サイズの2ページと見なすこと。

オ 表紙及び背表紙には提案業務タイトル名「令和2年度OSAKAしごとフィールド運営委託業務」と、提案事業者名を記入すること。

カ 受付期間終了後の差し替えは認めない。（大阪府が補正等を求める場合を除く。）

キ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募への参加資格を失うものとする。

5 説明会の開催

本業務について、詳細な説明を行うため、提案予定者は可能な限り説明会に参加すること。

(1) 開催日時

令和2年2月28日（金曜日）午前10時00分から正午まで

(2) 開催場所

エル・おおさか本館11階 セミナールーム（所在地：大阪府中央区北浜東3-14）

※来館の際は公共交通機関を利用すること。

(3) 申込方法

ア 電子メール（shugyosokushi-n-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付ける。

メール本文に、参加者の事業者名、職氏名、連絡先、人数を記載の上、「件名」の始めに

「【説明会申込：令和2年度OSAKAしごとフィールド運営委託業務】」
と明記し、申し込むこと。

イ 口頭又は電話による申し込みは取り扱わない。

ウ 会場の都合により、出席される方は1事業者につき2名を上限とする。

(4) 説明会への申込期限

令和2年2月27日（木曜日）午後5時00分まで

(5) 電子メールアドレス：shugyosokushi-n-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※エル・おおさかの地図（配布・受付場所及び説明会会場）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14



■最寄駅

- 京阪・Osaka Metro 谷町線「天満橋駅」より西へ300m
- 京阪・Osaka Metro 堺筋線「北浜駅」より東へ500m

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和2年2月28日（金曜日）から令和2年3月6日（金曜日）午後5時00分まで

(2) 提出方法

電子メールアドレス（shugyosokushi-n-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付ける。

ア 「件名」の始めに「【質問：令和2年度OSAKAしごとフィールドにおける総合就業支援業務】」
と明記すること。

イ 電子メール送信後、電話での到達確認を行うこと。ただし、電子メールの到達確認のみで、電話での質問は一切受け付けない。

確認先：大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ

電話：06-6360-9072

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページに掲載し、個別には回答しない。

※ホームページアドレス

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/proposal_2020/index.html

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。(※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと)

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。

ウ 最優秀提案者の評価点が200点満点中120点未満の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点	
価格点以外	業務目的及び業務内容の理解度、充実度	・提案内容は求職者の就職環境や職場の定着状況、企業における求職者採用の現状を十分理解したものであるか。	10点	
		・人員配置は業務遂行に十分な体制を確保しているか。		
	A：就職困難者就業支援業務	共通	・データベースについて、効率的な運用方法も含めて具体的に提案されているか。	10点
			・広報の全体戦略が具体的に提案されているか。かつ、ホームページの構成や、SNSの活用方法について具体的に提案されているか。	
		求職者支援	・育児や介護等と仕事の両立をめざす女性に特化したセミナーが具体的に提案されているか。	10点
			・就職が困難な方(LGBT等性的マイノリティの方を含む)を対象としたセミナーが具体的に提案されているか。	
	企業支援	・金融機関と連携した合同企業説明会の概要が、具体的に提案されているか。	10点	
		・企業の人材確保が実現する企業情報掲載サイトの概要が具体的に提案されているか。		
	B：大阪の成長実現に向けた公民協働人材確保推進業務	求職者支援	・転職希望者の利用増加につながる広報が具体的に提案されているか。	15点
			・求職者の定着状況を把握するための方策が具体的に提案されているか。	
・相談支援、セミナー、マッチングについて、より短期間での就職に結びつく内容が具体的に提案されているか。				
企業支援		・企業診断等を活用した企業開拓について、10月末までの目標も踏まえた、具体的な計画・手法が提案されているか。	10点	
	・企業規模や業界別のセミナーについて、講師、内容、テーマ、時期等も具体的に提案されているか。			

C：潜在求職者活躍支援プロジェクト業務	求職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者（女性、高齢者、就職氷河期世代）の分析に基づいた、掘り起こしのための効果的な広報手段が、それぞれ具体的に提案されているか。 ・支援対象者（女性、高齢者、就職氷河期世代）に応じた、セミナー、研修プログラム（マッチング手法含む）がそれぞれ具体的に提案されているか。 	30点	
	企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者（女性、高齢者、就職氷河期世代）ごとに、マッチングの手法が具体的に提案されているか（研修プログラムと一体的に実施するマッチング以外のもの）。 	25点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・女性、高齢者を雇用促進に結びつけるためのノウハウ提供方法が具体的に提案されているか。 		
	D：中核人材雇用戦略デスク業務（同体制拡充業務を含む）	企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新規企業の開拓にあたっての、連携先、連携手法についてそれぞれ具体的に提案されているか。 	25点
			<ul style="list-style-type: none"> ・大企業人材の副業・兼業を推進するための連携先や運用手法が、それぞれ具体的に提案されているか。 	
	E：高校生地域就職促進業務	企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業見学会やセミナーについて、中小企業の魅力発信に関する手法や集客に関して想定するネットワークが、それぞれ具体的に提案されているか。 	10点
F：企業主導型保育推進業務	企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効活用を促すセミナーや、保育士や共同利用検討企業等とのマッチング会について、集客手段も含めて具体的に提案されているか。 	5点	
府施策への協力※		府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センター、障がい者サポートカンパニーへの加入・加入予定状況）への対応状況、障がい者雇用率又は法定雇用障がい者数超過数を確認する。	10点	
価格点	価格点	《価格点の算定式》 満点(30点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	30点	
合計点			200点	

※「府施策への協力」の配点は下表のとおり。(上限点数は10点とする)

審査項目	審査内容	配点	
障がい者の雇用	障がい者の雇用	8点	
	<実雇用率>		
	4.40%以上		8点
	3.67～4.39%		6点
	2.94～3.66%		4点
	2.21～2.93%	2点	

	<法定雇用障がい者数超過数> 7人以上 8点 5～7人未満 6点 3～5人未満 4点 1～3人未満 2点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	
公正採用選考人権啓発の選任	公正採用選考人権啓発推進員の選任	2点
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無	2点
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）〕への加入の有無	2点
大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無	2点
合計点		(10点)

※公正採用選考人権啓発の選任、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページ（ホームページアドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/proposal_2020/index.html）において公表する。なお、採択されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の提案金額及び得点は公表しない。

① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案者の名称

* 申込順

③ 全提案者の評価点

* 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案者の選定理由

* 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議することとする。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

担当部局

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 就業支援グループ

所在地：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館3階

電話：06-6360-9072

別紙 1

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請け人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第 5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第 6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「**子会社**」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「**親会社**」とは法第2条第4号に定めるものをいう。